

千葉工業大学弓友会 会則（案）

第1章 総則

第1条 本会は、千葉工業大学弓友会（以下「弓友会」という。）と称する。

第2条 弓友会は、千葉工業大学弓道部（以下「弓道部」という。）に在籍した者を以て組織する。

第2章 目的

第3条 弓友会は、弓友会員と弓道部員の親睦を図り、弓道部の発展に寄与することを目的とする。

第3章 会員及び名誉会員

第4条 会員

1 原則として、大学を卒業した時点で本会の会員となる。

2 卒業年度ごとに、1名の年度幹事を置く。

第5条 名誉会員

1 弓友会のために特に貢献し、第6章に規定する総会で承認を得た者を名誉会員とする。

2 名誉会員は、会費を免除する。

第4章 役員

第6条 弓友会に、下記の役員を置く。

一、会長

一、副会長 若干名

一、理事 若干名

総務理事（総会・理事会運営及び資料作成補佐）

記録理事（議事録作成及び講習会・練習会記録作成）

ホームページ担当理事（ホームページの運営・編集及び会員名簿の管理）

会計理事（弓友会会費の管理及び弓道部会計補佐）

監查理事（会計監査及び会計補佐）

幹事長理事（年度幹事の統括及び部との連携）

学生担当理事（弓道部の意見聴取・資料整理及び幹事長補佐）

一、名誉顧問 若干名

第7条 役員の任期は、原則3年間とする。ただし、再選はこれを妨げない。

第8条 役員は、第6章に規定する総会において決定する。

第5章 機関

第9条 弓友会に、弓友会運営のための下記機関を置く。

一、理事会

第10条 理事会は、弓友会の執行機関とし役員を以て構成する。

1 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、理事2名以上の要求により開催する。

第6章 総会

第11条 弓友会の議決機関として下記を設ける。

- 一、定期総会
- 一、臨時総会

第12条 定期総会及び臨時総会（以下「総会」という。）は、弓友会の最高議決機関であり出席会員（委任状を含む）の過半数を以て議決する。

第13条 総会の開催

- 1 定期総会は、年に1回開催するものとする。
- 2 臨時総会は、理事会の決定において開催するものとする。弓友会員は、理事会に総会の開催を要求することができる。
- 3 総会は、会長が招集し弓友会員に日時、場所、議案を通知する。会長不在の場合は、副会長が代行する。
なお、出席出来ない弓友会員は、議案に対して委任状を提出することができる。
- 4 会長は、定期総会に弓道部員の出席を依頼し、弓道部の新旧役員紹介及び年間活動結果の報告を求めるとともに、弓友会に対する意見を聴くことができるものとする。

第7章 会計

第14条 会計年度は、3月21日より翌年3月20日までとする。

第15条 会計事務は、会計理事が行う。

第16条 本会員は、会費として年会費3,000円を納める。ただし、夫婦会員の年会費は、2人で5,000円とする。

なお、卒業初年度は、年会費1人2,000円とする。

第17条 会計報告及び会計監査報告は、理事会の承認を得た後、定期総会で報告する。

第18条 一定期間、会員としての活動を休止する旨を届け出た者、及び活動休止の届出をなさずに会費を納入しなかった者は「休会者」とし、休会者には会費の納入を免除する。

なお、休会者は、2年分の会費6,000円を納入すれば、会員として復帰するものとする。

第8章 雑則

第19条 弓道部員及び本会員への連絡は、弓道部内におかれる弓友会連絡員が行う。

なお、休会者への連絡は行わない。

第20条 本会会則の改正は、総会の承認を得てこれを行う。

附 則 （平成26年__月__日 臨時総会、全部改正）

- 1 平成25年11月24日施行の会則は、平成26年__月__日全部改正のうえ、同日付けで施行する。